



# 三重県公報

平成30年12月18日（火）

第 3067 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)             | (題 名)                                  | (担当)            | (頁) |
|------------------|--|-----------------|-----|
| <b>規 則</b>       |  |                 |     |
| 84               | クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則<br>告 示         | (食 品 安 全 課)     | 2   |
| 786              | 特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨                 | (漁 業 環 境 課)     | 4   |
| <b>海 調 委 告 示</b> |  |                 |     |
| 10               | 三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示                | (海区漁業調整委員<br>会) | 4   |
| 11               | 三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示                | ( 同 )           | 5   |
| <b>公 告</b>       |  |                 |     |
|                  | 土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧<br>同伴 | (農地調整課)         | 6   |
|                  | 同伴                                     | ( 同 )           | 6   |
|                  | 同伴                                     | ( 同 )           | 6   |
|                  | 土地改良区の役員の退任及び就任の届出                     | ( 同 )           | 6   |
|                  | 土地改良区の定款の変更認可                          | ( 同 )           | 7   |
|                  | 公共測量を実施する旨の通知                          | (公 共 用 地 課)     | 7   |

規 則

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十四号

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---------|
| 第十五条（略）<br><u>（登録の抹消申請書）</u>                       | 第十五条（略） |
| 第十六条 施行規則第十条に規定する登録の抹消の申請は、 <u>第十四号様式によるものとする。</u> |         |

第十号様式中「戸籍謄本又は抄本」を「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング部試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）」に改める。

第十三号様式の次に次の一様式を加える。

第 14 号様式 (第 16 条関係)

ク リ ー ニ ン グ 師 登 録 抹 消 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名

印

クリーニング免許の登録の抹消を、クリーニング業法施行規則第10条の規定により申請します。

1 本籍地、住所、氏名及び生年月日

2 申請の理由

添付書類

1 免許証

2 死亡したことを証する書類 (戸籍 (除籍) 謄本又は死亡診断書) 又は失そうの宣告を受けたことを証する書類

(規格A4)

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のクリーニング業法等施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書は、改正後のクリーニング業法等施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 告 示

## 三重県告示第 786 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区 域                          | 区 分   |
|------------------------------|---|
| 若松区域<br>(鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区)  | 小型底びき網漁業及び簗漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網又は簗を使用して営む漁業） |
| 安乗区域<br>(三重外湾漁業協同組合のうち安乗の地区) | 中型まき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）及び雑魚定置漁業   |

## 海 調 委 告 示

## 三重海区漁業調整委員会告示第 10 号

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科 3 種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 30 年 12 月 18 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

## 1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

## 2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

## 3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

## 4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

9 適用除外

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年1月1日から同年12月31日までとします

### 三重海区漁業調整委員会告示第11号

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成30年12月18日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 天然種苗の活込尾数の制限

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

| 区画漁業権                | 活込尾数 |
|----------------------|------|
| 三重区第1501号            | 16千尾 |
| 三重区第1502号<br>(漁場区域2) | 8千尾  |
| 三重区第1503号            | 30千尾 |

2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）に報告しなければなりません。ただし、1年当たりの活込みをした数量の合計が1に掲げる活込尾数の8割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から3日以内に委員会に報告しなければなりません。

| 期間の区分                 | 集計の日    | 報告の期限             |
|-----------------------|---------|-------------------|
| (1) 1月1日から6月30日までの間   | 月の末日    | 7月10日まで           |
| (2) 7月1日から9月30日までの間   | 旬の末日    | 当該旬が属する月の翌月の10日まで |
| (3) 10月1日から12月31日までの間 | 活込みをした日 | 当該日から3日以内         |

3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年1月1日から同年12月31日までとします。

## 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、平谷・前村土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 23 日まで
- 3 縦覧の場所  
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、片野土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 23 日まで
- 3 縦覧の場所  
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、大台土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 23 日まで
- 3 縦覧の場所  
大台町役場産業課（多気郡大台町佐原 750）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就

任の届出がありました。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 44 番 30 号  
 " " 四丁目 38 番 20 号  
 " " 二丁目 40 番 28 号  
 " " 一丁目 2 番 20 号  
 " " 一丁目 16 番 10 号  
 " 藤方 1149 番地  
 " " 423 番地  
 " " 391 番地 1  
 " " 1120 番地  
 " 雲出島貫町 134 番地

門口 信 男  
 佐藤 研 一  
 井上 重 徳  
 鈴木 浩 紀  
 藤田 芳 博  
 松下 和 夫  
 山口 孝 三  
 山脇 英 一  
 小堀 一 成  
 花井 美 博

退任監事

津市垂水 1080 番地  
 " 高茶屋一丁目 32 番 9 号

浅田 康 功  
 奥山 五 平

就任理事

津市高茶屋二丁目 44 番 30 号  
 " " 四丁目 38 番 20 号  
 " " 二丁目 40 番 28 号  
 " 藤方 1120 番地  
 " 高茶屋一丁目 2 番 20 号  
 " " " 16 番 10 号  
 " 藤方 423 番地  
 " " 1149 番地  
 " " 391 番地 1  
 " 雲出島貫町 134 番地

門口 信 男  
 佐藤 研 一  
 井上 重 徳  
 小堀 一 成  
 鈴木 浩 紀  
 藤田 芳 博  
 山口 孝 三  
 松下 和 夫  
 山脇 英 一  
 花井 美 博

就任監事

津市垂水 1080 番地  
 " 高茶屋一丁目 32 番 9 号

浅田 康 功  
 奥山 五 平

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 30 年 11 月 13 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
四日市市西末広町から同市海山道町まで（国道 23 号）及び三重郡川越町当新田（国道 23 号）





---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---